

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和6年度広域連合長会議

日時：令和6年6月12日（水）15:00～

場所：都市センターホテル5階「オリオン」

[次 第]

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事	(ページ)
	(1) 令和5年度事業報告について	…………… 1
	(2) 令和5年度決算について	…………… 3
	(3) 令和6年度事業計画(案)について	…………… 7
	(4) 令和6年度予算(案)について	…………… 9
	(5) 役員を選任について	…………… 11
	(6) 要望書(案)について	…………… 13
4	来賓紹介及び挨拶	
5	要望書手交	
6	厚生労働省との意見交換	
7	閉会	

<参考資料：別冊>

- 1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約
- 2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿
- 3 全国広域連合長等名簿
- 4 全国広域連合所在地等一覧

議事（１）

令和５年度事業報告について

令和5年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

令和5年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。

1 広域連合の意見集約

国等に対して広域連合の考えを示すため、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月7日、11月15日提出）
- (2) 個人番号のお知らせ等調査に対する意見集約（10月26日提出）
- (3) 令和6年度特別調整交付金交付基準（一体的実施）見直し及び令和7年度見直し方針に対する意見集約（11月17日提出）
- (4) 令和6年度保険料に係るリーフレットに対する意見集約（2月6日提出）
- (5) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）

2 広域連合としての意見表明

- (1) 必要な制度改善について国等へ要望した。
要望書手交（6月7日、11月15日）
- (2) 審議会等に参加し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。
 - ① 社会保障審議会医療保険部会（6月29日～3月14日 計12回）
 - ② 健康・医療・介護情報利活用検討会 電子処方箋等検討ワーキンググループ（6月8日、9月27日、1月11日、3月29日 計4回）
 - ③ 日本健康会議（10月4日）
 - ④ マイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会（10月5日）
 - ⑤ 健康保険組合全国大会（10月25日）
 - ⑥ 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ（9月14日、3月15日 オンライン開催 計2回）
 - ⑦ 広域連合標準システム研究会（第46回～50回 オンライン開催 計5回）
 - ⑧ 保険者協議会中央連絡会（3月27日 オンライン開催）
 - ⑨ 支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会（11月9日、12月11日 計2回）

3 会議の開催

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（6月7日）
- (2) 幹事会（第1回 5月25日、第2回 10月26日開催）
- (3) 地域ブロック幹事広域連合と高齢者医療課との打合せ会 オンライン開催（6月15日、7月19日、8月4日、8月21日、8月28日、9月26日、11月1日、1月10日）
- (4) 地域ブロック幹事広域連合担当課長・担当者級会議（8月22日）

4 地域ブロック協議会の活動

国に対する要望事項や懸案事項等を協議するため、地域ブロック毎に諸会議を行った。

議事（2）

令和5年度決算について

令和5年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

・収入済額 4, 299, 621円

・支出済額 2, 426, 086円

・差引残高 1, 873, 535円

(差引残高は、令和6年度へ繰り越すものとする。)

収入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比較	備 考
01 分担金及び負担金	1,410,000	1,410,000	0	
01 分担金	1,410,000	1,410,000	0	
01 分担金	1,410,000	1,410,000	0	
01 分担金	1,410,000	1,410,000	0	均等割分担金 (30,000円×47団体)
02 繰越金	2,889,000	2,889,599	599	
01 繰越金	2,889,000	2,889,599	599	
01 繰越金	2,889,000	2,889,599	599	
01 前年度繰越金	2,889,000	2,889,599	599	
03 諸収入	2,000	22	△ 1,978	
01 預金利子	1,000	22	△ 978	
01 預金利子	1,000	22	△ 978	
01 預金利子	1,000	22	△ 978	預金利子
02 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
合 計	4,301,000	4,299,621	△ 1,379	

支出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	不用額	備 考
01 会議費	2,396,000	1,913,004	482,996	
01 会議費	2,396,000	1,913,004	482,996	
01 広域連合長会議費	1,357,000	1,100,485	256,515	
08 旅費	884,000	649,858	234,142	
10 需用費	105,000	94,669	10,331	
11 役務費	20,000	17,310	2,690	
13 使用料及び賃借料	348,000	338,648	9,352	
02 幹事会費	1,039,000	812,519	226,481	幹事会 (2回開催分)
08 旅費	961,000	796,481	164,519	
10 需用費	10,000	9,108	892	
11 役務費	8,000	6,930	1,070	
13 使用料及び賃借料	60,000	0	60,000	
02 総務費	1,160,000	513,082	646,918	
01 総務管理費	1,160,000	513,082	646,918	
01 一般管理費	1,160,000	513,082	646,918	
08 旅費	971,000	399,271	571,729	幹事要望活動
10 需用費	35,000	20,416	14,584	
11 役務費	26,000	11,574	14,426	
13 使用料及び賃借料	82,000	81,821	179	
17 備品購入費	30,000	0	30,000	
18 負担金、補助及び交付金	16,000	0	16,000	
03 予備費	745,000	0	745,000	
01 予備費	745,000	0	745,000	
01 予備費	745,000	0	745,000	
合 計	4,301,000	2,426,086	1,874,914	


意見書

令和5年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

令和6年4月8日

監事 福井県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 西行 茂 

令和6年4月26日

監事 秋田県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 穂積 志 

議事（3）

令和6年度事業計画(案)に
ついて

令和6年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

2 事業計画

（1）広域連合の意見集約

次の事項等について、意見を集約する。

- ① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項
- ② 制度改善に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

（2）広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。

（3）会議の開催

- ① 広域連合長会議（広域連合長会議：1回）
本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。
なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。
- ② 幹事会（幹事会：2回）
広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。
なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。
- ③ 事務局長会議（開催を求められた場合）
会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

（4）地域ブロック協議会の活動

各広域連合が抱える様々な課題の解決を図るため、諸会議を開催し、意見交換を行う。

（5）その他、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展に必要な事業

議事（４）

令和６年度予算(案)について

令和6年度全国後期高齢者医療広域連合協議会予算(案)

収入

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 分担金及び負担金	2,350	1,410	940	
01 分担金	2,350	1,410	940	
01 分担金	2,350	1,410	940	
01 分担金	2,350	1,410	940	均等割分50,000円*47団体
02 繰越金	1,873	2,889	△ 1,016	
01 繰越金	1,873	2,889	△ 1,016	
01 繰越金	1,873	2,889	△ 1,016	
01 前年度繰越金	1,873	2,889	△ 1,016	
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
合 計	4,225	4,301	△ 76	

支出

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 会議費	2,653	2,396	257	
01 会議費	2,653	2,396	257	
01 広域連合長会議費	1,443	1,357	86	
08 旅費	963	884	79	広域連合長会議旅費（1回）
10 需用費	111	105	6	消耗品費等
11 役務費	21	20	1	会議資料郵送料
13 使用料及び賃借料	348	348	0	会場使用料等
02 幹事会費	1,210	1,039	171	
08 旅費	1,132	961	171	幹事会旅費（2回）
10 需用費	10	10	0	消耗品費
11 役務費	8	8	0	振込手数料
13 使用料及び賃借料	60	60	0	会場使用料
02 総務費	1,463	1,160	303	
01 総務管理費	1,463	1,160	303	
01 一般管理費	1,463	1,160	303	
08 旅費	1,249	973	276	審議会等旅費
10 需用費	35	35	0	消耗品費
11 役務費	27	26	1	通信運搬費・振込手数料
13 使用料及び賃借料	90	80	10	
17 備品購入費	30	30	0	
18 負担金、補助及び交付金	32	16	16	保険者協議会中央連絡会 会議運営費
03 予備費	109	745	△ 636	
01 予備費	109	745	△ 636	
01 予備費	109	745	△ 636	
合 計	4,225	4,301	△ 76	

議事（５）

役員を選任について

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

(令和5年度～令和6年度)

役職名	氏名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横尾 俊彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	し みず まさ よし 清水 聖義 (太田市長)	関東・信越ブロック (群馬県広域連合)
	かく だ ゆう き 角田 悠紀 (高岡市長)	東海・北陸ブロック (富山県広域連合)
	えん どう あき よし 遠藤 彰良 (徳島市長)	中国・四国ブロック (徳島県広域連合)
監事	ほ づみ もとむ 穂積 志 (秋田市長)	北海道・東北ブロック (秋田県広域連合)
	さい ぎょう しげる 西行 茂 (福井市長)	近畿ブロック (福井県広域連合)

議事（6）

要望書（案）について

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 マイナンバー制度関連について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、被保険者・医療機関等・保険者の全てが安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、以下の4点を要望する。

- (1) 国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者・医療機関等・保険者の混乱や事務・財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握・検討したうえで、全ての被保険者が安心して医療機関等を受診できるよう制度設計するとともに、周知・広報や説明についても責任を持って取り組むこと。
- (2) マイナ保険証利用促進に係る周知広報等費用については、全額、国による財政支援を行うこと。
- (3) マイナ保険証利用率向上のため、国の責任で医療機関及び薬局に対して利用促進を要請し、取組を強化すること。
また、今後、マイナ保険証利用率や利用促進に向けた取組について、交付金等の減額につながる減点指標を設定するような制度改正を行わないこと。
- (4) やむを得ない理由等によりマイナンバーカードを取得しない者に対する対応方針や課題への対応方法等を早期に示すとともに、カード未取得者に混乱が生じないように配慮すること。

2 標準システム関連について

標準システム機器更改、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修経費並びにクラウド化に伴い増加する運用経費等について、以下の4点を要望する。

- (1) 次期標準システムの運用経費が現行システムの運用経費より確実に削減されるよう、方策を講じること。
- (2) 次期標準システム機器更改経費、制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修経費並びにクラウド化に伴い増加する運用経費、開発遅延によって生じるかかり増し経費については、国庫による十分な財政支援を行うこと。

- (3) 次期標準システム機器更改の開発遅延が発生した要因等に関する情報のうち、今後のシステム安定稼働に向けて必要となる情報に関しては、本稼働後のトラブルを回避するためにも、国及び国保中央会の責任で、各都道府県広域連合及び各都道府県広域連合が委託契約を結んでいるベンダーに対して速やかに開示すること。
- (4) 標準システムのクラウド化の費用対効果検証については、一定期間を設け実施すること。

3 今後の保険料引き上げに対する措置について

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者の負担が過度なものとならないよう、以下の4点に関して、国において適切な措置を講じること。

- (1) 出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度から支援することなどに対する対象被保険者の負担軽減に係る激変緩和措置は、中間所得者層の保険料で補填するべきものではない。よって、激変緩和措置に要する費用については、国の責任で財政措置すること。
- (2) 今回の医療保険制度改革に伴う保険料の激変緩和措置について、基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対する激変緩和措置を、令和7年度においても継続し、その保険料に当たる部分については国からの財政支援とすること。
- (3) 医療費適正化に向けた取組を先頭に立って更に推進させること。
- (4) 現在の被保険者について、判定基準の見直しにより2割負担にすることは、該当する被保険者数が大幅に増加し大きな混乱を招く広域連合もあることから、短期間のうちに判断基準等の見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる改定は行わないこと。
また、将来的に後期高齢者医療制度の見直しを行う場合においては、大きな混乱が起きないように慎重に行うとともに、現役世代も含め出来る限り負担のかからない制度設計とすること。

4 子ども・子育て支援金制度について

「こども未来戦略」において、少子化対策の安定財源確保のために導入が予定されている「子ども・子育て支援金制度」について、以下の3点が実施されるよう、関係省庁に働きかけること。

- (1) 「子ども・子育て支援金制度」については、その用途を明確にし、税ではなく医療保険の仕組みを通じて財源を求める理由及び社会保険料に支援金を上乗せするという更なる負担増に対し、被保険者の理解が得られるよう、国が責任を持って周知広報及び説明を行うとともに、実質的な被保険者の負担が生じないように運営すること。
- (2) 広域連合と自治体が周知・広報を行った場合に要する費用については、国による財政支援を確実に実施すること。

- (3) 保険者である広域連合が支援金の賦課・徴収を行う想定とされているが、国が国民に直接かつ丁寧に説明を行うこと。

また、滞納等が保険財政に影響しないよう、徴収方法の見直しも含めて慎重に対応するとともに、必要に応じて国が責任をもって財政支援等の対策を講じること。

5 財政関連について

全世代型社会保障制度改革を進めるに当たり、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取のうえ、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が出来るよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充するとともに、被保険者である高齢者にとって過度な負担とならないよう財政安定化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ること。

また、国保総合システムの開発や運用に当たっては、保守・運用経費が縮減され、かつ、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

6 制度の運営体制関連について

- (1) 後期高齢者医療制度改革の今後の検討に当たっては、広域連合や地方自治体等関係団体の意見を十分聴取のうえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を目前に控え、これまで経験のない超高齢社会となること、また、国民健康保険との制度間の連携が重要であることも踏まえ、持続可能な安定した運営体制を確立するための中長期的なビジョンを早急に示すこと。

- (2) 生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要であり、制度の維持及び財政の安定化を図るため、引き続き現行の医療扶助の維持を強く求める。

- (3) 後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣する市区町村に対して、職員定数上の緩和措置を設けるなど、派遣しやすい環境を整備すること。

7 大規模災害関連について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和6年度以降も引き続き継続すること。

また、保険料の減免及び一部負担金の免除を見直すに当たり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

- (2) 令和6年能登半島地震等、災害救助法が適用された大規模災害を被災した被保険者に係る保険料の減免及び一部負担金の免除に当たっては、被災地域の後期高齢者医療広域連合の被保険者だけではなく、当該地域から避難し、住所を移転した被保険者も対象とし、財政支援すること。

8 保健事業関連について

(1) 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を安定的かつ継続して取り組むことができるよう、事業実施に係る費用全額を賄うとともに、財政支援を恒久化すること。

また、事業の中心を担う医療専門職(保健師等)を確保するための支援を行うこと。

(2) 第3期データヘルス計画に掲げる保健事業等を円滑に実施するため、後期高齢者医療制度事業費補助金における健康診査事業の補助率の引き上げを行うとともに、実態に即した基準単価を設定し、十分な財政支援を行うこと。

以上

令和6年6月12日

厚生労働大臣 武見敬三様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

